## ごみ不法投棄対策の取組状況について

様式2-2

省庁等により地域において実際に行われている主な不法投棄対策 (平成19年度実施予定事業)

## 区分の内容

A:清掃·撤去活動、 B:監視パトロール、 C:住民啓発活動、

D:3Rの推進、 E:その他の不法投棄防止対策

| No. | 府省庁名  | 区分 | 主催者                                       | 事業名等                                  | 実施期日等         | 場所                               | 事業(支援)概要   | 共催·<br>協力団体                       |
|-----|-------|----|---|---------------------------------------|---------------|----------------------------------|--|-----------------------------------|
| 1   | 農林水産省 | А  | 農林水産省                                     | 全国一斉海浜清掃旗揚げ式                          | 7月16日         | 滋賀県                              | 海の日に併せ、地元の協力の下、海浜清掃旗揚げ式を実施するとともに、海浜清掃を実施。  | (社)海と渚環<br>境美化推進機<br>構            |
| 2   | 経済産業省 | Α  | スチール缶リ<br>サイクル協会                          | 清掃活動                                  | 未定            | 北海道 他2県                          | 北海道、長野県及び三重県において、清掃活動を実施。  |                                   |
| 3   | 経済産業省 | А  | 関連業界団体                                    | 清掃活動                                  | 通年            | 全国各地                             | 環境保全を図ることを目的に市町村等が実施する清掃活動等の取組に対し、参加協力。  |                                   |
| 4   | 国土交通省 | Α  | 国土交通省、<br>都道府県、市<br>町村、各高速<br>道路株式会社<br>等 | 平成19年度「道路ふれあい月間」                      | 8月            | 全国                               | 道路清掃(道路を利用している国民の方々が改めて道路とふれあい、道路の役割及び重要性を再認識していただくこと等を目的として、全国の道路管理者が主催し8月に各種運動を展開しているが、その一環で地域住民等が主体となり道路清掃をやっている事例がある。) |                                   |
| 5   | 国土交通省 | Α  |   | ボランティア・サポート・プログラム                     | 通年            | 全国の直轄管<br>理国道                    | 住民グループ等(実施団体)と道路管理者、市町村(協力者)の三者間で協定を締結し、決められた一定区画の直轄管理国道において、道路の美化清掃等のボランティア活動を実施。   |                                   |
| 6   | 国土交通省 | A  | 新潟港湾·空港整備事務所<br>(新潟港工事安全対策協議会)            | 一斉清掃活動                                | 平成19年6月<br>頃  | 新潟西海岸                            | 年一回 海水浴シーズン前に重機による海岸清掃を実施。   | 新潟港西港内<br>の直轄事業請<br>負企業           |
| 7   | 国土交通省 | Α  | 四日市港湾事務所                                  | 川と海のクリーン大作戦                           | 秋             | 津松阪港、松<br>阪地区、三雲<br>地区、香良洲<br>地区 | 中部地方整備局と地元自治体と連携して住民に呼びかけを行い、海岸の一斉清掃活動を実施<br>予定  |                                   |
| 8   | 環境省   | А  | 都道府県等、関係団体                                | 清掃活動への参加                              | 通年            | 全国各地                             | 都道府県等が実施する清掃活動に、地方環境事務所が参加。  | 環境省地方環<br>境事務所、都<br>道府県等、関<br>係団体 |
| 9   | 環境省   | А  | 環境省地方環<br>境事務所等                           | 国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業       | 通年            | 全国各地                             | 国立公園における、美化清掃や漂着ごみ回収等を実施。  |                                   |
| 10  | 環境省   | A  | 中部地方環境<br>事務所                             | サブレンジャー事業                             | 7月~8月、10<br>月 | 石川県、福井県、岐阜県                      | 白山国立公園を対象に、利用のピークにあわせ、パトロール、ゴミの清掃活動を行っている。   |                                   |
| 11  | 環境省   | A  | 高松事務所<br>他18か所                            | あじ水ぎわクリーン作戦                           | 7月(日未定)       | 高松市庵治町                           | 高松市やNPO団体と連携して、瀬戸内海国立公園に隣接する高松市庵治町の海岸周辺の一斉清掃活動を実施。   | 自治会、市民<br>団体等                     |
| 12  | 環境省   | A  | 高松事務所<br>他6か所                             | クリーン・ウォークinしおのえ「不法<br>投棄撲滅ふれあいクリーン作戦」 | 11月(日未定)      | 高松市塩江町                           | 高松市、NPO団体などと連携して、高松市塩江町周辺の一斉清掃活動を実施。   | 自治会、市民<br>団体等                     |

| No. | 府省庁名  | 区分        | 主催者                       | 事業名等                                | 実施期日等          | 場所                     | 事業(支援)概要   | 共催·<br>協力団体                      |
|-----|-------|-----------|---------------------------|-------------------------------------|----------------|------------------------|--|----------------------------------|
| 13  | 環境省   | А         | 高松事務所<br>他9か所             | 高松エアポートクリーン作戦                       | 1月(日未定)        | 高松市香南町                 | 高松市、NPO団体などと連携して、高松空港周辺の一斉清掃活動を実施。   | 自治会、市民<br>団体等                    |
| 14  | 環境省   | A         | 高松事務所<br>他9か所             | 屋島クリーン大作戦                           | 3月5日           | 高松市屋島地<br>区            | 高松市やNPO団体と連携して瀬戸内海国立公園屋島地区周辺の一斉清掃活動を実施。  | 自治会、市民<br>団体等                    |
| 15  | 環境省   | A         | 都道府県                      | 自然公園における全国一斉の美化<br>清掃活動             | 8月第1日曜日        | 都道府県                   | 8月第1日曜日を「自然公園クリーンデー」として、各都道府県の協力を得て、自然公園の全国一斉の美化清掃運動を実施。   |                                  |
| 16  | 国土交通省 | A、B       | 全ての河川・<br>ダム・海岸関<br>係事務所  | 河川·海岸巡視                             | 通年             | 全一級水系の<br>直轄管理区域<br>内等 | 河川、海岸を日常的に巡視するとともに河川管理用カメラでも補助的に監視することで、不法投棄の抑止や不法投棄の早期発見と対応を実施。特に河川、海岸愛護月間(7月)中などに、直轄管理区域等周辺の自治体、市民団体等と連携して不法投棄監視のパトロールを実施  | 直轄管理区域<br>等周辺の自治<br>体、市民団体<br>など |
| 17  | 国土交通省 | A、B       | 各高速道株式<br>会社              | 道路清掃活動、不法投棄注意看<br>板設置               | 通年             | 全国の高速道<br>路            | ・道路巡回等を実施し、ごみ不法投棄が発見され、通行に支障となる場合、巡回員により撤去、<br>又は、日常の維持作業での撤去・道路の機能及び美観の保持(ならびに沿道環境の保全)を目<br>的に道路清掃を清掃車、人力等により実施。  |                                  |
| 18  | 国土交通省 | A、B       | 新潟港湾·空<br>港整備事務所          | 港内パトロール                             | 通年             | 新潟港西港区                 | 職員による新潟港西港区内のパトロールを実施し、港内に不法投棄されたゴミを撤去処分。  |                                  |
| 19  | 国土交通省 | A、B       | 国土交通省東<br>京空港事務所<br>他20カ所 | 不法投棄物撤去                             | 通年             | 管轄区域内                  | 不審物等については、空港保安警備巡回パトロールにおいてチェックしており、不法投棄物を発見した際には、空港事務所内担当部署または県や市等に連絡を行い、これを撤去している。<br>また、必要に応じ警告・禁止看板等を設置している。   |                                  |
| 20  | 国土交通省 | A、B、<br>C | 国土交通省                     | 直轄国道の維持管理 道路パトロール、 道路清掃、 不法投棄注意看板設置 | 通年             | 全国の直轄管<br>理国道          | 道路パトロールを実施し、ごみ不法投棄が発見され、通行に支障になる場合はパトロール員により撤去、又は、日常の維持作業の中で撤去。 道路の機能および美観の保持ならびに沿道環境の保全を目的に道路清掃を人力、清掃車等により実施。 頻繁にごみ不法投棄が為される道路敷地において、不法投棄防止の注意喚起看板等を設置。   | 住民グループ<br>等実施団体、<br>関係市町村        |
| 21  | 国土交通省 | A、B、<br>C | 各高速道株式<br>会社              | 高速道路高架下や敷地巡回による<br>監視               | 通年             | 全国の高速道<br>路            | ・定期的に沿道等から高速道路高架下や敷地内を巡回し、不法投棄状況の監視及び撤去活動<br>を実施・高速道路区域内への不法投棄を未然防止するための注意看板等の設置   |                                  |
| 22  | 環境省   | A、B、<br>C | 環境省地方環<br>境事務所 他          | 全国不法投棄監視ウィークキャンペーン                  | 5月30日~6月<br>5日 | 全国各地                   | 全国不法投棄監視ウィーク期間中に、様々な不法投棄対策を実施。なお、以下は、高松事務所における取組例(予定)。<br>不法投棄防止を目的にメディアを活用した普及啓発活動の実施。<br>高松市、警察等と連携して瀬戸内海国立公園屋島地区周辺の不法投棄監視のためのパトロールを実施。回収した廃棄物については、高松市において不法投棄実行者の特定等の所要の措置を講ずる。併せて、高松市において不法投棄箇所に不法投棄禁止啓発看板を設置。高松市役所ロビーにおいて、高松市が不法投棄防止キャンペーンの一環として行われる特別企画展示に併せて、高松事務所でも、同ロビーにおいて、日本のゴミ処理の現状や3Rの推進の必要性等を訴えるパネルを展示。 | 都道府県等、<br>関係団体 等                 |
| 23  | 農林水産省 | A、B、<br>E | 農林水産省                     | 不法投棄等の違反転用への適正<br>な対応の推進            | 通年             | 全国                     | 関係部局との連携を図りながら農地パトロール等による不法投棄等の違反転用の早期把握、早期是正に努めるよう、都道府県、市町村等に周知。  |                                  |
| 24  | 農林水産省 | A、C       | 各森林管理署<br>等               | 「国民の森林(もり)」クリーン活動                   | 主に7月           | 全国の国有林                 | 全国の森林管理署等において、関係自治体やボランティア団体等と連携して、水源地や景勝地など地域との関わりの深い国有林で清掃活動を実施予定  | 関係自治体、<br>ボランティア団<br>体等          |

| No. | 府省庁名  | 区分  | 主催者                       | 事業名等                           | 実施期日等                  | 場所   | 事業(支援)概要  | 共催·<br>協力団体  |
|-----|-------|-----|---------------------------|--------------------------------|------------------------|--|---|--|
| 25  | 国土交通省 | A、C |                           | 住民参加による清掃活動の実施や<br>普及啓発活動の実施   | 随時                     | 直轄管理区域内                                    | 直轄管理区域周辺の自治体、市民団体、学校などと連携して、住民参加による河川敷およびダム湖周辺の清掃活動を実施。また、住民に対して、不法投棄防止に向けて普及啓発するため、直轄管理区域周辺の自治体、市民団体、学校などと連携して、ゴミの不法投棄場所などを示すマップ、パンフレット、ポスターなどを作成し、広報誌、新聞、ホームページ、警告看板、ケーブルテレビなどを通じて広く周知。特に河川愛護月間(7月)中には、大規模な河川清掃キャンペーン、駅前などで街頭キャンペーンを実施するとともに、「森と湖に親しむ旬間」(7月21日~31日)には、参加者への啓発活動を実施。 | 直轄管理区域<br>周辺の自治<br>体、市民団<br>体、学校など                         |
| 26  | 国土交通省 | A、C | 金沢港湾·空<br>港整備事務所          | わじまっこ海の見学会                     | 7月下旬~8<br>月上旬の7日<br>程度 | 輪島港、七ツ島                                    | 輪島市内の小学生高学年を対象に輪島港および七ツ島の漂流・漂着ゴミの現状と回収・分別によるゴミの発生国調査を通して、海流や世界中が海でつながっていることを認識し、きれいな海と自然環境の大切さを勉強する環境体験学習を実施。   | 輪島市、クリーン・ビーチいしかわ実行委員会                                      |
| 27  | 国土交通省 | A、C | 瀬戸内海の道ネットワーク推進協議会         | リフレッシュ瀬戸内・海の健康診断               | 6月1日から<br>7月31日        | 瀬戸内海沿岸<br>(近畿・中国・<br>四国・九州地<br>方整備局管<br>内) | 瀬戸内の各地域が一体となり、河川・海岸海浜・海面の清掃を行う。清掃活動で集めたゴミの組成分析を行い、ゴミの実態調査を行う。   | 瀬戸内沿岸の<br>107市町村、<br>11府県、9国<br>土交通省支分<br>部局、ボラン<br>ティア団体等 |
| 28  | 国土交通省 | A、C | 国土交通省                     | 河川、海岸愛護月間の実施                   | 通年                     | 全国各地                                       | 国民の共有財産である河川、海岸を貴重な生活空間として良好な状態に保つため、河川、海岸の愛護運動の推進に必要な施策を積極的に展開する。この運動の中で河川、海岸のゴミ関係の施策として・良好な河川、海岸の環境の創出のためのゴミの清掃等、・河川や海岸にゴミ等を投棄しないように呼びかけを行う等の啓発等の施策を推進。   |  |
| 29  | 環境省   | A、C | (財)国立公園協会、(財)尾瀬自然保護団体、環境省 | 尾瀬ごみ持ち帰り運動                     | 6月9日                   | 尾瀬地域一帯                                     | 尾瀬地域において、活動員が利用者の求めに応じてゴミ袋を手渡すほか、主要ルートの山小屋にポスター等を設置し、ごみ持ち帰りの実践を呼びかけ。  | 都道府県等、<br>関係団体   |
| 30  | 国土交通省 | A、E | 全ての河川・<br>ダム関係事務<br>所     | 河川管理施設の維持管理と不法投<br>棄防止のための施設設置 | 通年                     |  | 河川の維持管理の中で、橋脚に引っかかったゴミやダム、堰に貯まったゴミなど治水上支障となるゴミの回収を実施するとともに、不法投棄禁止看板や不法投棄を行う車両の進入防止柵などを設置。   |  |
| 31  | 警察庁   | В   | 都道府県警察                    | パトロール                          | 通年                     | 全国   | 廃棄物の不法投棄・不法焼却等の発見・検挙を目的に各種パトロールを実施。   |  |
| 32  | 農林水産省 | В   | 各森林管理署<br>等               | 不法投棄防止一斉パトロール                  | 春期                     | 全国の国有林                                     | 全国の森林管理署等において、不法投棄の懸念の大きい林道周辺や過去に不法投棄を発見した箇所等を中心にパトロールを実施予定   |  |
| 33  | 経済産業省 | В   | 関連業界団体                    | 不法投棄監視ボランティア支援事業(パトロールを含む)     | 通年                     | 全国各地                                       | 地域住民等が自らの地域を自らの手で守ろうという不法投棄監視等の活動に対し、参加協力。<br>製紙関係業界;18年度と同様に4件の実施を予定。<br>鉄リサイクル関係業界;18年度と同様に1件の実施を予定。<br>車体関係業界;神奈川県において1件、18年度と同時期に実施予定。  |  |

| No. | 府省庁名  | 区分 | 主催者  | 事業名等                       | 実施期日等                         | 場所     | 事業(支援)概要   | 共催·<br>協力団体          |
|-----|-------|----|--|----------------------------|-------------------------------|--------|--|----------------------|
| 34  | 国土交通省 | В  | 新潟港湾·空<br>港整備事務所<br>他全国2か所<br>(四日市港消<br>事務所·ව港湾·空港整<br>備事務所) | 海岸パトロール                    | 通年                            |        | 職員による毎週1~2回のパトロールの際、不法投棄の有無も確認している。ゴミの処分は県や市に依頼。   | 新潟県、新潟<br>市          |
| 35  | 国土交通省 | В  | 海上保安庁  | 海上環境事犯の監視・取締り              | 通年                            | 全国     | 不法投棄等の海上環境事犯の撲滅に向け、巡視船艇・航空機により監視・取締りを実施予定。   |                      |
| 36  | 環境省   | В  | 環境省  | 不法投棄ホットライン                 | 通年                            | 全国     | 産業廃棄物の不法投棄などの情報を国民から直接受ける窓口として、環境省に通報専用のメールボックス及びFAXを設置。受付けた情報は都道府県等に連絡し、対応を依頼。                                  |                      |
| 37  | 環境省   | В  | 各地方環境事<br>務所等  | 不法投棄早期対応システム               | 通年                            | 全国     | 不法投棄等の現場の位置情報、デジタル画像情報及び文字情報を携帯電話を使ってリアルタイムに送信できるシステムを整備。収集した情報を都道府県等に提供すること等により、不法投棄等が深刻化する前に原因者の発見や早期処理等につなげる。 |                      |
| 38  |       |    |  |                            |                               |        |  |                      |
| 39  | 環境省   | В  | 環境省地方環<br>境事務所、都<br>道府県等                                     | 産業廃棄物運搬車両路上検査              | 通年                            |        | 産業廃棄物収集運搬車両を対象に、車両表示及び書面の備え付け状況等について路上調査<br>を実施。   | 都道府県等                |
| 40  | 環境省   | В  | 環境省地方環<br>境事務所、都<br>道府県等                                     | 監視活動(スカイパトロール・シーパトロール等)の実施 | 通年                            |        | 不法投棄の未然防止、早期発見を目的に、ヘリコプター及び船舶等も適宜用いてパトロールを実施。  | 都道府県等、<br>海上保安庁<br>等 |
| 41  | 環境省   | В  | 各自然保護官<br>事務所  | 巡視                         | 通年                            | 管内国立公園 | 管内国立公園の巡視  |                      |
| 42  | 警察庁   | С  | 都道府県警察   | 広報啓発活動                     | 通年                            | 全国     | 廃棄物の不法投棄・不法焼却等の未然防止を図るための看板の設置等。   |                      |
| 43  | 総務省   | С  | 総務省消防庁   | 秋季·春季全国火災予防運動              | 秋季:11月9~<br>15日、春季:3<br>月1~7日 | 全国     | 毎年春と秋の2回、全国火災予防運動を実施し、可燃物を放置しないことや、夜間にゴミを出さない等の地域全体で取り組む放火火災防止対策を推進。<br>また、地域における老朽化消火器の一斉回収等の取組みなど消火器のリサイクルを推進。 |                      |

| No. | 府省庁名  | 区分   | 主催者            | 事業名等                   | 実施期日等 | 場所                | 事業(支援)概要  | 共催·<br>協力団体            |
|-----|-------|------|----------------|------------------------|-------|-------------------|---|------------------------|
| 44  | 経済産業省 | C    | 関連業界団体         | 啓発活動支援事業               | 通年    | 全国                | 以下の業界団体等は、廃棄物の不法投棄防止、3 R推進等に関する自らの自主的な取組及び自治体等の各種取組への協力を予定。 スチール缶リサイクル協会; ・北海道、長野及び三重において、啓発活動を実施。時期は未定。 全日本一般缶工業団体連合会; ・3 Rに関する一般缶のリユース事例を一般消費者から募集し、その結果をホームページで発表。実施時期は、3 ~ 4月を予定。 日本鉄リサイクル工業会; ・環境美化ポスターを年初に作成し、会員企業へ配布。 ・3 Rの最先端事業の学習等を実施。18年度と同時期に実施予定。 パソコン3 R推進センター; ・全国の主要都市で開催される環境関係の展示会等(ごみゼロ推進全国大会、環境フェア、環境フェスティバル、エコプロダクツ等9箇所)において、パソコンの回収・資源化についてPRを実施。18年度と同時期を予定。 ・パソコンの回収・資源化に関するパンフレットを作成し、自治体、郵政公社、家電量販店等へ配布。通年実施予定。 ・パソコンの回収・資源化に関する子供向けパンフレットを作成し、自治体、郵政公社、家電量販店等へ配布。通年実施予定。 ・パソコンの回収・資源化に関する子供向けパンフレットを作成し、自治体、郵政公社、家電量販店等へ配布。通年実施予定。 ・パリコンの回収・資源化に関する子供向けパンフレットを作成し、自治体、郵政公社、家電量販店等へ配布。通年実施予定。 ・パリコンの回収・資源化に関する子供向けパンフレットを作成し、自治体、郵政公社、家電量販店等へ配布。通年実施予定。 ・パリコンの回収・資源とに関する子供向けパンフレットを作成し、自治体、郵政公社、家電量販店等へ配布。通年実施予定。 ・パリコンの回収・資源とに関する子供向けパンフレットを作成し、自治体、郵政公社、家電量販店等へ配布。通年実施予定。 ・パリコンの回収・資源とに関する子に関するPRを新聞、雑誌に掲載し、集中的に実施。3 ~ 5 月実施予定。  ガス関係業界; 18年度と同様に1件の実施を予定。 製紙関係業界; 8件を18年度より開催時期を増加して実施予定。 |                        |
| 45  | 環境省   | С    | 北海道地方環<br>境事務所 | 廃棄物処理業者等への啓発活動         | 通年    | 管区内区域             | 不法投棄撲滅を呼びかける啓発資材を作成し、関係団体と連携して、事業者等に配布。   | 北海道など                  |
| 46  | 環境省   | С    | 近畿地方環境<br>事務所  | 不法投棄撲滅キャンペーン           | 5~7月  | 管内主要駅頭<br>等       | 不法投棄防止の啓発グッズを制作し、管内関係府県市と連携して、駅頭又はイベント会場にお<br>いて配布予定。   | 関係府県市                  |
| 47  | 環境省   | С    | 九州地方環境<br>事務所  | 不法投棄撲滅ロゴマークによる啓<br>発事業 |       | 管轄区域内             | 九州・沖縄地域において、国や地方公共団体、産業廃棄物協会が取組の相乗効果を得ることを目的として、不法投棄撲滅のロゴマークを用いた啓発事業を展開。  | 九州・沖縄地域の地方公共団体、産業廃棄物協会 |
| 48  | 国土交通省 | C′ D | 各高速道株式<br>会社   | SA、PAへの一般ごみ持込防止策       | 通年    | 全国の高速道<br>路のSA、PA | ·SA、PA、料金所に啓蒙ポスター、チラシを配布<br>·SA、PAに設置されたごみ箱に持ち込みごみ防止の啓蒙看板を設置  |                        |
| 49  | 国土交通省 | C′ D | 国土交通省          | 建設リサイクルの推進             | 通年    | 全国                | 建設副産物に関する排出抑制、分別解体、再資源化·縮減、適正処理を推進するため、建設リサイクル法、建設リサイクル推進計画2002、適正処理推進要綱等について実施。  |                        |
| 50  | 環境省   | C' D | 環境省地方環<br>境事務所 | 3R推進大会                 | 10月他  | 全国各地              | 国民の3R推進に対する理解と協力を求めるため、各種啓発活動やPR活動を実施。  | 都道府県等、<br>関係団体         |
| 51  | 環境省   | C, D | 環境省地方環<br>境事務所 | 各種普及啓発イベントへの参加         | 通年    | 全国各地              | 都道府県等、関係団体が主催する住民や事業者向けの普及啓発イベント等に環境省地方環境<br>事務所が参加。  | 都道府県等、<br>関係団体         |
| 52  | 環境省   | C′ D | 九州地方環境<br>事務所  | 「環境の日」イベント             | 6月    | 管轄区域内<br>(熊本県)    | 管轄区域内において、ごみの減量や不法投棄撲滅等の啓発事業を実施。  |                        |

| No. | 府省庁名  | 区分  | 主催者                               | 事業名等                    | 実施期日等 | 場所                      | 事業(支援)概要   | 共催·<br>協力団体   |
|-----|-------|-----|-----------------------------------|-------------------------|-------|-------------------------|--|---------------|
| 53  | 国土交通省 | C、E | 四日市港湾事<br>務所                      | 啓発看板設置                  | 4月    | 津松阪港香良<br>洲地区海岸保<br>全区域 | 管理している海岸保全区域各地に、ゴミ不法投棄をなくすための呼びかけ看板を設置予定   |               |
| 54  | 国土交通省 | C、E | 海上保安庁                             | 海洋環境保全のための指導·啓発<br>活動   | 通年    | 全国                      | 海事・漁業関係者に対する廃棄物の適正処理等の指導及び一般市民を対象とした海洋環境保全教室を行うなどの啓発活動を実施予定。   |               |
| 55  | 環境省   | C、E | 環境省地方環<br>境事務所                    | 都道府県等主催のセミナー等への<br>講師派遣 | 通年    | 全国各地                    | 管内各団体が開催する、レジ袋削減や不法投棄対策等に関するセミナー / 研修会 / シンポジウム等に際し、担当職員を派遣し、不法投棄対策等に関する取組状況等について講義。   | 各種            |
| 56  | 農林水産省 | D   | 農林水産省                             | 容器包装リサイクル法制度円滑化推進事業     | 通年    | 全国                      | 容器包装リサイクル法制度の円滑な運用を図るため、法制度全般の定着・浸透、容器包装の排出抑制等の取組の促進等を行うとともに、総合的なただ乗り事業者対策を講ずるため、再商品化義務履行マークの実証実験を実施する。  |               |
| 57  | 農林水産省 | D   | 農林水産省                             | 食品資源循環形成推進事業            | 通年    | 全国                      | 食品事業者等による食品廃棄物等の発生の抑制、リサイクルの実施を促進するため、食品リサイクルの優良な取組を認証する仕組みづくりに加え、リサイクル製品の認証を新たに行うとともに、食品リサイクル制度の見直し内容を事業者・関係者に周知をするため、普及啓発資料を作成するほか、全国各地でのセミナーの開催を行う。 |               |
| 58  | 経済産業省 | D   | 経済産業省は<br>じめ8府省                   | リデュース・リュース・リサイクル推進月間    | 10月   | 全国                      | 3 Rに対する理解と協力を求めるため、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル推進月間(略称: 3 R推進月間)」と定め、広く普及啓発活動を実施  |               |
| 59  | 経済産業省 | D   | 内閣府                               | 環境にやさしい買い物キャンペー<br>ン    | 10月   | 全国                      | 日常的な行動である「買い物」において、「マイバッグの持参」、「環境に配慮した商品の購入」等の行動の実践により、環境に配慮した生活・経済活動を促進する   | 経済産業省、<br>環境省 |
| 60  | 経済産業省 | D   | 北海道経済産<br>業局 他2経済<br>産業局          | 3 R 広報活動                | 10月   | 北海道 他2県                 | 3 R推進月間に合わせて P R 活動を実施 (予定)  |               |
| 61  | 経済産業省 | D   | 環境デー名古<br>屋実行委員会<br>他             | 名古屋市消費者フェア2006 他4件      | 9月 他  | 愛知県 他                   | 3Rに係る普及・啓発活動 (予定)  | 中部経済産業局(後援)   |
| 62  | 国土交通省 | D   | 国土交通省国<br>営昭和記念公<br>園事務所他1<br>6箇所 | 園内リサイクルの取組              | 通年    |                         | 剪定や刈り込み、伐採等で発生した木本類について、破砕機を用いてチップ化し、園路舗装材などへ活用するとともに、芝刈りや除草で発生した草本類について、破砕後に発酵分解し、土壌改良材として活用するなどの取組を引き続き実施。   |               |
| 63  | 環境省   | D   | 近畿地方環境<br>事務所                     | 我が家の環境大臣地方イベント          | 未定    | 未定                      | 未定   |               |
| 64  | 環境省   | D   | 環境省                               | 環境白書を読む会                | 6月    | 未定                      | 同会終了後、出席者に3R推進のグッズ、パンフレット類を配布。   |               |
| 65  | 環境省   | D   | 環境省                               | 容器包装に係る3R推進事業           | 未定    | 全国                      | 容器包装の3Rの更なる推進を図るため、全国のモデルとなる容器包装の3Rの取組を推進する「容器包装廃棄物3R推進モデル事業」を実施する。  | 都道府県、市<br>区町村 |

| No. | 府省庁名  | 区分  | 主催者                        | 事業名等                              | 実施期日等            | 場所                    | 事業(支援)概要   | 共催·<br>協力団体              |
|-----|-------|-----|----------------------------|-----------------------------------|------------------|-----------------------|--|--------------------------|
| 66  | 環境省   | D   | 環境省                        | 食品リサイクル推進事業                       | 未定               | 全国                    | 食品廃棄物等の発生抑制等の推進を図るため、改正食品リサイクル法の普及・啓発事業を実施。  | 都道府県、市<br>区町村            |
| 67  | 国土交通省 | D、E | 全ての地方部<br>局                | 河川及び海岸工事等において発生する産業廃棄物の3R、適正処理の指導 | 通年               | 全一級水系の<br>直轄管理区域<br>内 | 河川及び海岸工事等において発生する産業廃棄物について、3Rの推進、適正処理の実施に関する指導を徹底。   | 工事受注企業                   |
| 68  | 農林水産省 | E   | 農林水産省                      | 農業用使用済廃プラスチック適正<br>処理推進協議会の設置     | 通年               | 全国                    | 農業から排出される廃ビニールについて不法投棄を防止し、リサイクルを基本に適正処理を行うため、地域ブロック(国)、都道府県、市町村段階での協議会を設置し、組織的な回収・処理を図る。  | (社)日本施設<br>園芸協会          |
| 69  | 農林水産省 | E   | 農林水産省                      | 環境と調和のとれた農業生産活動<br>規範(農業環境規範)の普及  | 通年               | 全国                    | 引き続き補助事業への関連づけを実施すること等により、農業環境規範の普及・定着を推進する。   |                          |
| 70  | 農林水産省 | Е   | 農林水産省                      | 地域特性に応じた環境保全型農業<br>生産システムの確立      | 通年               | 全国                    | 生産現場の環境データや生育状況等に基づいた生産管理を行うために、小型モニタリング・ロボット「フィールドサーバ」が開発されており、この画像モニタリング機能を利用して圃場のごみ不法投棄を監視することが可能。 さらなるコストダウンと小型化に向けて改良を行う。   |                          |
| 71  | 国土交通省 | Е   | 多〈の河川·ダ<br>ム関係事務所          | 協議会等の開催                           | 随時               | 事務所管内                 | 不法投棄の防止、不法投棄に対する迅速·的確な対応を図るため、管内の自治体などと情報交換を行う協議会等を開催。   | 管内の自治<br>体、警察、市<br>民団体など |
| 72  | 国土交通省 | E   | 国土交通省                      | 協議会等への参加                          | 通年               | 全国                    | 直轄管理区域周辺の自治体、市民団体、学校などが主催する不法投棄の防止、不法投棄に対する迅速・的確な対応を図るために関係者が情報交換を行う協議会等に参画。   |                          |
| 73  | 国土交通省 | Е   | 国土交通省関<br>東地方整備局<br>等 他8ヶ所 | 舟艇利用振興対策会議等の開催                    | 年1~2回(期<br>日は未定) | 管轄区域内                 | プレジャーボートの適正な係留・保管対策の推進にあたっては、各地域の実情に即した地域単位での取り組みが重要であるとの認識のもと、地方整備局と地方運輸局が共同で地方自治体等関係者との情報の共有体制及び各種施策の実施にあたっての協調体制を確立するため会議を開催。 |                          |
| 74  | 環境省   | E   | 環境省地方環<br>境事務所             | 都道府県等産業廃棄物行政担当<br>者研修             | 通年               | 全国各地                  | 不法投棄等の未然防止と、不法投棄発覚時における行政の早期対応を図ることを目的に、都道<br>府県等の産業廃棄物行政担当者を対象に、セミナー・意見交換会を実施。  |                          |
| 75  | 環境省   | Е   | 環境省地方環<br>境事務所、都<br>道府県等   | 廃棄物不適正処理事案に係る現<br>地調査             | 通年               | 管轄区域内                 | 生活環境保全上緊急な対応が必要な事案について、都道府県に対して指示を行うための現地<br>調査を実施する。それ以外に、不法投棄等の現状把握等のため関係地方公共団体が行った事<br>案の状況確認、現地調査に協力する。                      |                          |
| 76  | 環境省   | E   | 都道府県等、<br>関係団体             | 各種連絡協議会·検討会等への参加                  | 通年               | 全国各地                  | 不法投棄対策等について各地域内における関係機関の協力連携を図ることを目的として設置された連絡協議会に地方環境事務所が参加。<br>都道府県等における不法投棄事案への対策等について検討することを目的とした検討会等に<br>環境省地方環境事務所が参加。     | 環境省地方環<br>境事務所、都<br>道府県等 |
| 77  | 環境省   | Е   | 近畿地方環境<br>事務所              | 播磨灘海洋投棄問題連絡協議会<br>の共同開催           | 通年               | 管轄区域内                 | 播磨灘海域におけるがれき類等の海洋投棄事案の防止対策を講ずるため、兵庫県及び大阪府と共同で、連絡協議会を開催。なお、同会議には、海上保安庁及び関係市も参画予定。   |                          |

| No. | 府省庁名 | 区分 | 主催者                        | 事業名等                                      | 実施期日等 | 場所 | 事業(支援)概要   | 共催·<br>協力団体                                      |
|-----|------|----|----------------------------|---|-------|----|--|--|
| 78  | 環境省  |    | 中国四国地方<br>環境事務所            | 瀬戸内海海ごみ対策検討会                              | 通年    |    | 瀬戸内海沿岸自治体等が、長年取り組みながら根本的解決策を構築できなかった瀬戸内海海ごみ問題について、各地域・区域の管理責任、費用負担問題を踏まえつつ、関係自治体等が自主的に講じ得る発生抑制策等を見出すための組織として検討会を設置。平成19年度内に、回収処理及び発生抑制を推進するためのモデルシステム(瀬戸内モデル)を作り、実証事業を踏まえ、その効果を検証。(19年度の主な予定)・年度中に、回収処理専門部会及び発生抑制専門部会を3~4回開催・海ごみ実態把握のための実地調査、関係機関が保有する海ごみ関連データを集積したプラットホーム構築 | 管内都道府県<br>等                                      |
| 79  | 環境省  | Е  | 環境省                        | 電子マニフェスト普及促進事業                            | 通年    | 全国 | 不法投棄及び不適正処理の未然防止に資するべく、平成22年度までに電子マニフェストの普及率を50%にするという「IT新改革戦略」の目標達成に向け、電子マニフェストの使用を排出事業者、産業廃棄物処理事業者に強力に働きかける。   | (財)日本産業<br>廃棄物処理振<br>興センター、<br>(社)全国産業<br>廃棄物連合会 |
| 80  | 環境省  | E  |                            | 不法投棄等の支障除去技術選定<br>プログラム研究業務               | 通年    | 全国 | 産業廃棄物の不法投棄等に起因する支障の除去技術の体系的な整理や支障除去技術に関する適用手引き(技術マニュアル)の作成を行う。(平成21年度までの複数年度事業)  |  |
| 81  | 環境省  | E  | (財)産業廃棄<br>物処理事業振<br>興財団 他 | 火災発生危険を有する堆積廃棄物<br>の防火技術に関する開発研究          | 通年    | 全国 | 産業廃棄物の不当投棄現場等における廃棄物の火災発生事例を整理し、発熱している堆積廃棄物の火災発生危険性の除去技術、再発熱の防止技術を検討し、当該技術を実際の現場に適用し、その効果を検証する。  | (独)国立環境<br>研究所 他                                 |
| 82  | 環境省  |    | 物処理事業振                     | 戸建て住宅等の解体廃棄物の適<br>正処理・リサイクルの推進に関する<br>勉強会 | 通年    |    | 中小の建設会社や解体業者に対し建設廃棄物の適正処理やリサイクルを促進させるために、<br>制度・運用面の課題整理、法制度の周知・広報手法の検討を行う。  | 建設副産物リサイクル広報<br>推進会議 他                           |